

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

民主化の声・声・声...

【その44】 2006.3.22

強要否定に躍起の東労組7人組！

第28回公判 2005.1.21

「ヤジを辞めなければ退廷させる」と裁判長！

東労組役員らによる「脱退・退職強要事件」の第28回公判は、ヤナジ被告人（当時地本副委員長）への検察側質問だったが、脱退強要の方針が記載されている書証について「知らない」「記憶にない」などの証言に終始し、強要への組織的関与を打ち消そうと必死だった。また、検察官の質問に傍聴者がエキサイトしてしつこくヤジを飛ばし、裁判長が「これ以上発言すると退廷させます」と厳しく制止する場面もあった。

～ヤナジ被告に対する検察側の本人質問（一部要約抜粋）～

○ 2月28日のY（被害者）の脱退届提出をめぐるやり取りについて

（検察）・・・なぜ制裁理由を書いてくれと言われなければならないのか

（被告人）とくに詮索されるような理由はない

（検察）被告はYに対し、「規約を含め、労組の批判行為だ」「脱退届は本部の委員長宛に書いてもらいます」「制裁する行為の中にいくつか理由がある...」などと述べているが

ここで傍聴者より「聞こえない」「検察官の声が小さい」などの野次あり。裁判長が「傍聴者は発言しないでください」と制止するが、幾度か繰り返されたため、「これ以上発言した場合は退廷させます」と厳しく注意してようやく治まった。これ以外も、全体を通じて検察官の質問に対し、法廷を侮るような嘲笑やざわめきが数度あり、裁判長が「傍聴者は静かにしてください」と注意がなされた。

被告人ヤナジに対する裁判官質問

（裁判長）事実解明は執行部が事情を聞けばいいことではないのか。熱心さが足りないという意味か

（被告人）「脱退を迫るのはやめる」「冷静、慎重に対応」ということで、運動が冷めてしまったということだ

（裁判長）原点に戻ってやり直す、というのは、再度、脱退を迫ることについてどうするか、ということの意味ではないのか （被告人）そうではない （裁判長）それはなぜか

（被告人）Y個人の問題ではない。Yに対する運動だけでは、組合員の団結も高まらないと考えた

（裁判長）ウエハラが「職場での追及はこれからもどんどんやっていくので覚悟してください」と言っているが、被告もこの発言は聞いたのではないか

（被告人）聞いたと思うが、関心は薄かった。後でテープを聞いて思い出した

民主化の声・声・声・・・（続く）